

**海老名都市計画汚物処理・ごみ焼却場
(1号高座清掃施設組合清掃処理場) の変更に係る
都市計画説明会**

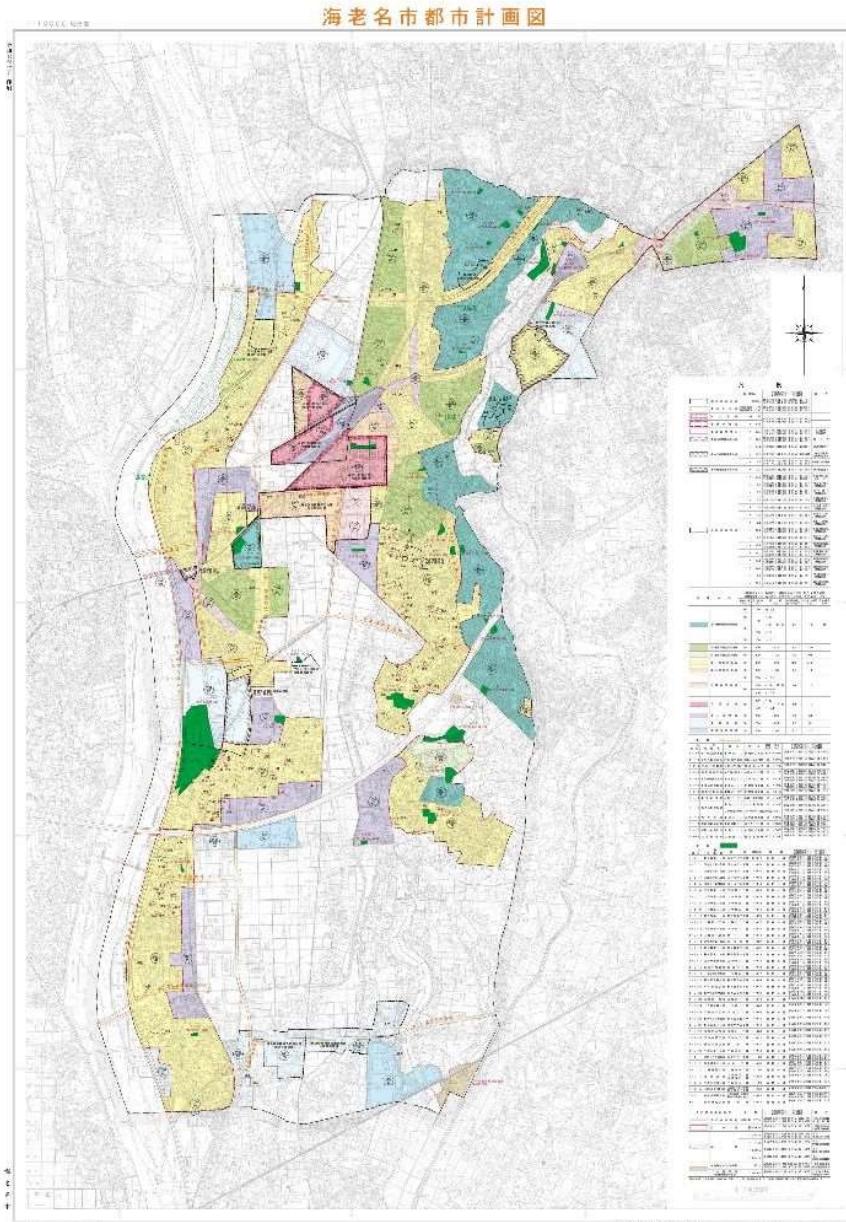
令和7年11月9日(日)

目 次

- 1 都市計画について
- 2 これまでの経緯
- 3 変更内容の上位計画との整合
- 4 都市計画の変更内容
- 5 今後のスケジュール

1 都市計画について

(1) 都市計画とは



都市計画とは

まちづくりのルールが定められたもので、住んでいるまちの土地の使い方や建物の建て方、まちに必要な施設を都市計画で決めています。

都市計画で定められるもの（海老名市で定めているもの）

- 区域区分（以下の2つの区域に区分）
 - ・市街化区域（優先的かつ計画的に市街化）
 - ・市街化調整区域（市街化を抑制）
- 用途地域（市街地の土地利用を定めるもの）
 - ・第一種低層住居専用地域（低層住宅のための地域）
 - ・商業地域（飲食店や百貨店などが集まる地域）
 - ・工業地域（工場のための地域）など13種の用途地域に区分（市内では10種に区分）
- 防火地域及び準防火地域
- 生産緑地地区
- 土地区画整理促進区域
- 地区計画（より細かな地区のルール）
- 都市施設（道路や公園、下水道、ごみ処理場など）**
- 市街地開発事業

1 都市計画について

(2) 都市施設とは



都市施設とは

都市計画では、将来のまちづくりを考えて、まちの骨組みを形づくっている都市施設の位置、規模、構造などを定め、計画的に整備しています。

都市計画で定められるもの
(海老名市で定めているもの)

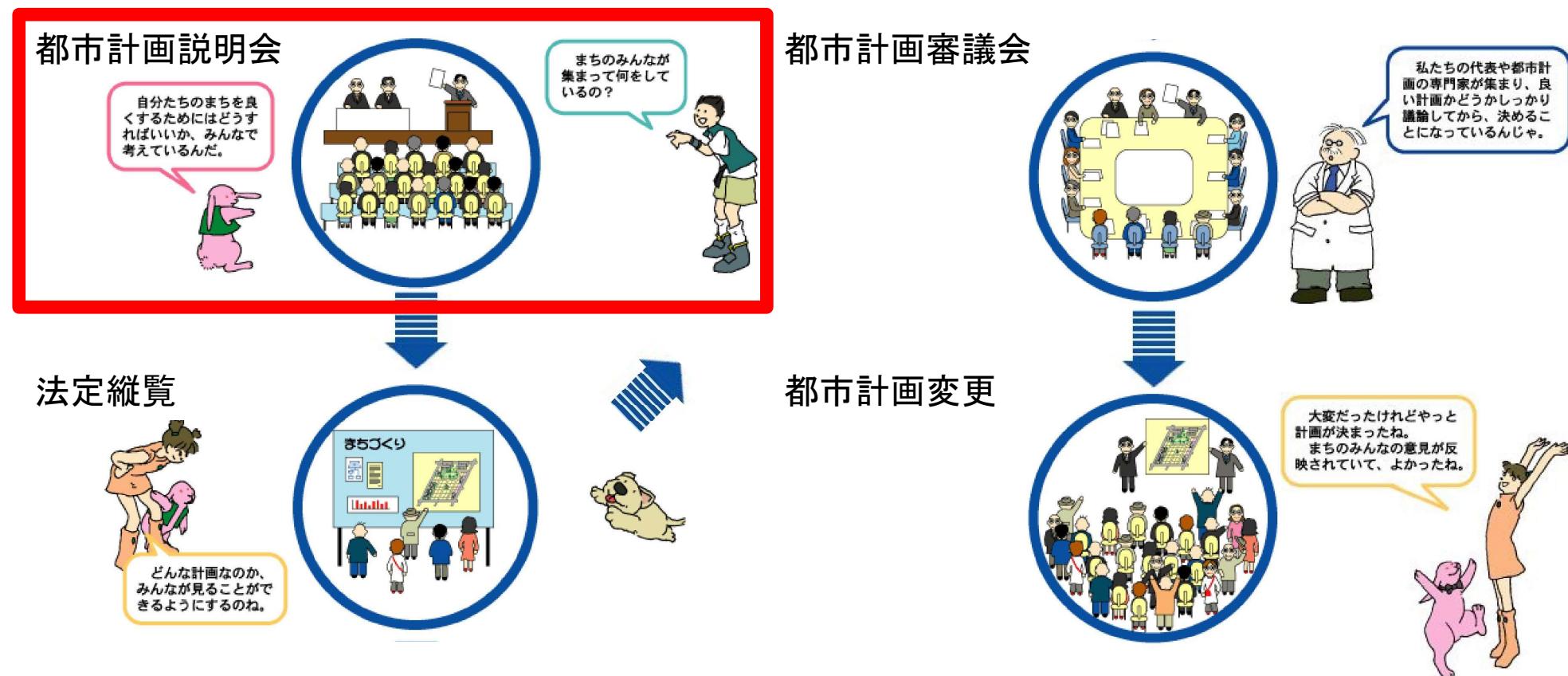
- 道路
- 駐車場
- 緑地
- 下水道
- ごみ焼却場**
- 都市高速鉄道
- 公園
- 交通広場
- 汚物処理場**
- ごみ処理場

本都市計画変更は、
汚物処理・ごみ焼却場の変更

1 都市計画について

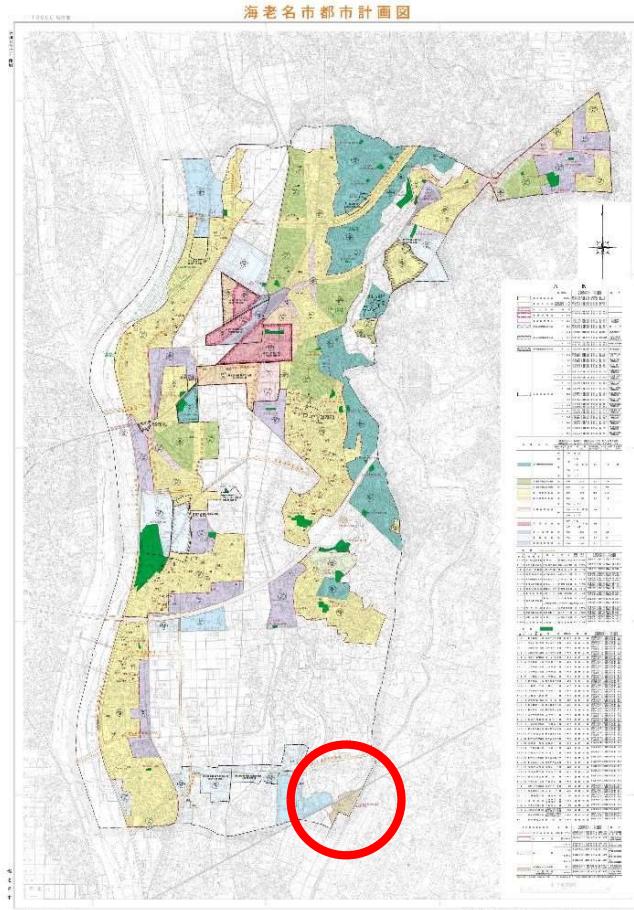
(3) 都市計画説明会とは

市が都市計画の変更等を行う場合、作成した都市計画案について住民の意見を反映させるために、住民の皆様に対して説明を行うものです。
※都市計画法第16条に定められています。



2 これまでの経緯

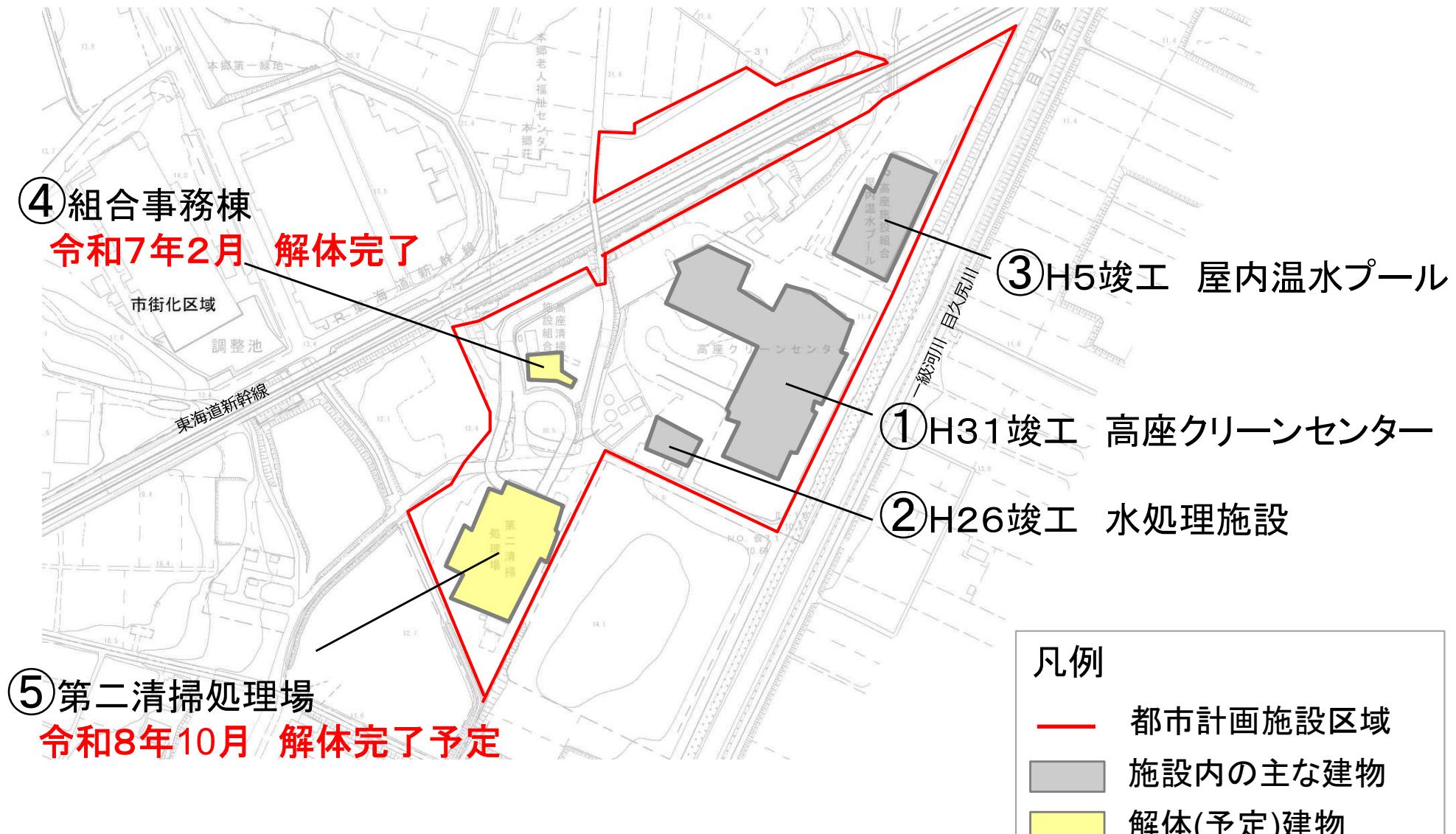
(1) 汚物処理・ごみ焼却場の概要



名 称		位 置	当 初 決 定 年 月 日
番 号	汚物処理・ごみ焼却場名		最 終 変 更 年 月 日
1	高座清掃施設組合 清掃処理場	海老名市本郷字新宿 及び字下谷津地内	昭和40年3月17日 平成元年7月14日

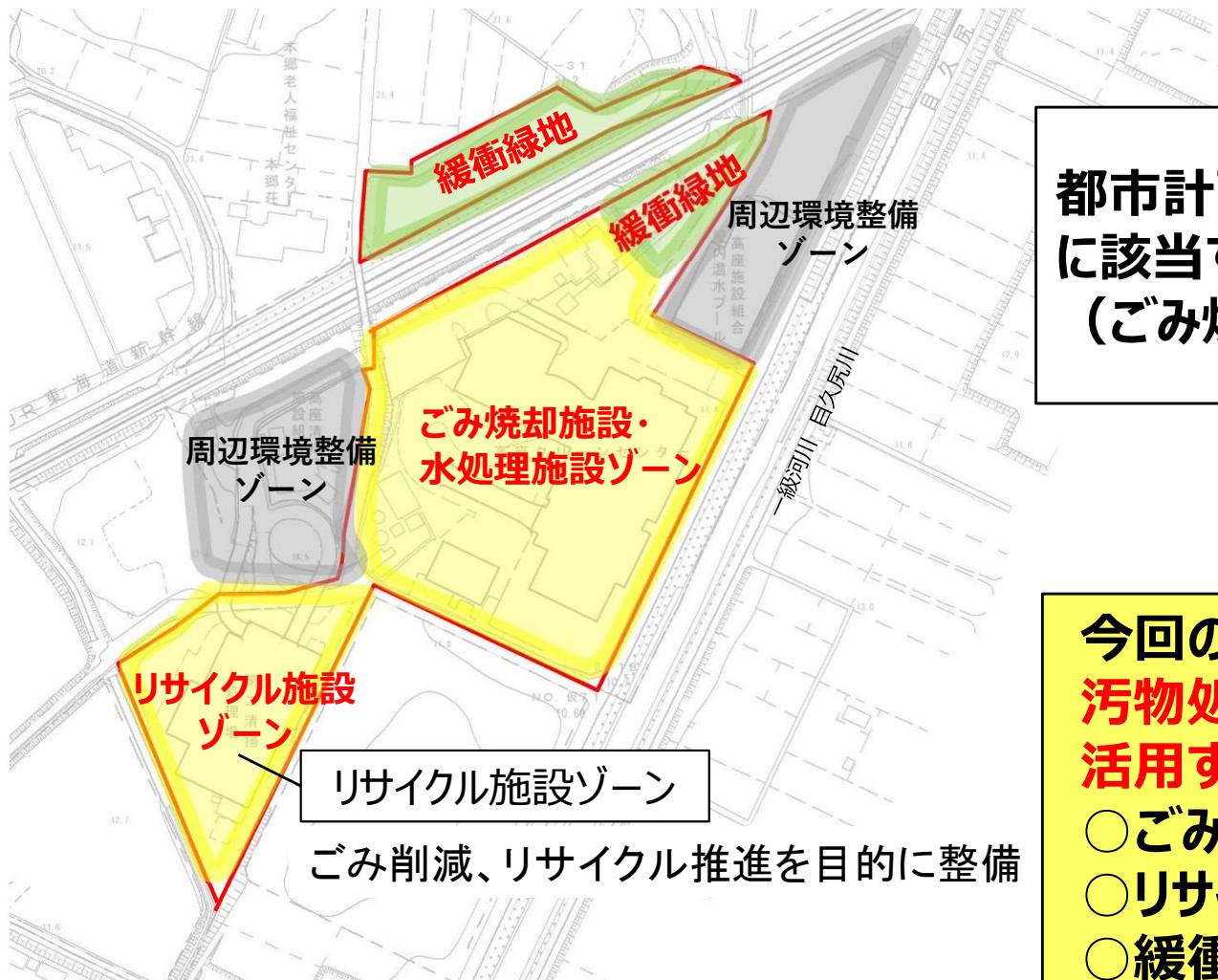
2 これまでの経緯

(2) 高座清掃施設組合清掃処理場の現況



2 これまでの経緯

(3) 今後の土地利用の全体像



都市計画の汚物処理・ごみ焼却場
に該当する機能かを確認
(ごみ焼却施設や搬入路、緑地が該当)



今回の都市計画変更
汚物処理・ごみ焼却施設として
活用する区域のみに都市計画区域を変更
○ごみ焼却施設・水処理施設ゾーン
○リサイクル施設ゾーン
○緩衝緑地

※都市計画の変更で、周辺環境整備ゾーンの事業に影響することはありません

※都市計画変更後も引き続き、周辺環境整備ゾーンを含めて組合が管理・運営します

3 変更内容の上位計画との整合

県の計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

大和高座ブロックごみ処理
広域化実施計画及び一般廃棄物処理に基づき、
ごみ処理施設等を配置する。

市の計画

総合計画（えびな未来創造プラン2020）

都市マスタープラン

・高座清掃施設組合清掃処理場の機能更新を図る。

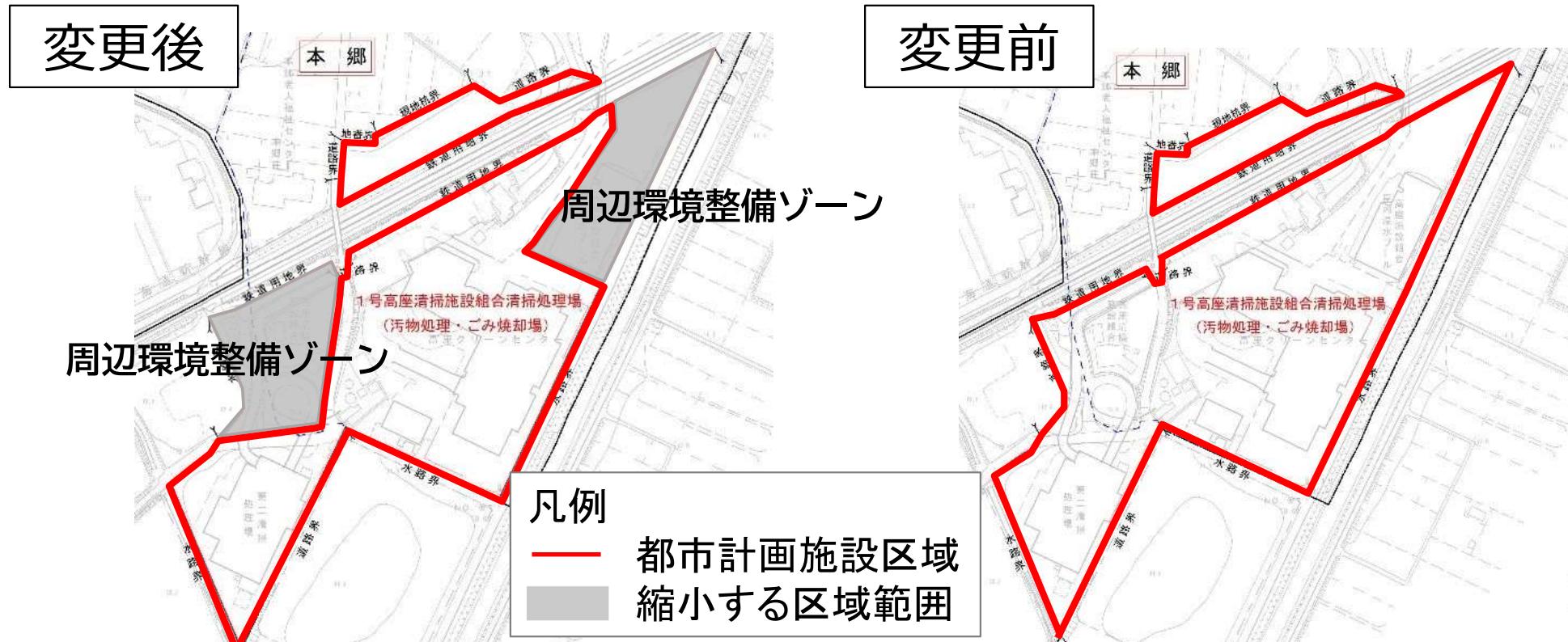
一般廃棄物処理基本計画

・施設周辺地域の生活環境の向上や総合的なまちづくりの視点を取り入れるなど、ごみ焼却場と周辺地域との調和を図るため、施設周辺の環境整備を進めていく

上位計画に整合

4 都市計画の変更内容

名 称		位 置	面 積	
番 号	汚物処理・ごみ焼却場名		新	旧
1	高座清掃施設組合 清掃処理場	海老名市本郷字新宿及び 字下谷津地内	約4.1ha	約5.7ha



※都市計画の変更で、周辺環境整備ゾーンの事業に影響することはありません

※都市計画変更後も引き続き、周辺環境整備ゾーンを含めて組合が管理・運営します

5 今後のスケジュール

令和7年11月9日

都市計画説明会

令和7年11月～12月

神奈川県との法定協議

令和8年1月

法定縦覧

令和8年2月頃

海老名市都市計画審議会（諮詢）

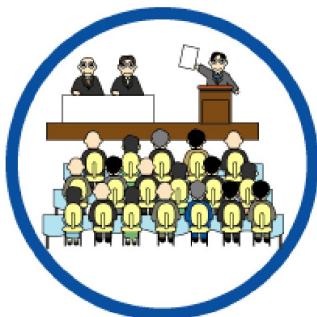
令和8年3月頃

海老名都市計画の変更

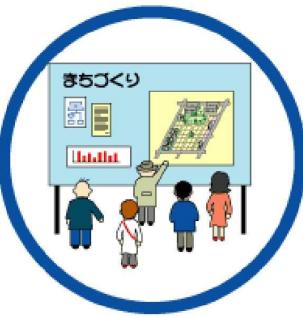
令和8年4月以降

周辺整備事業の推進

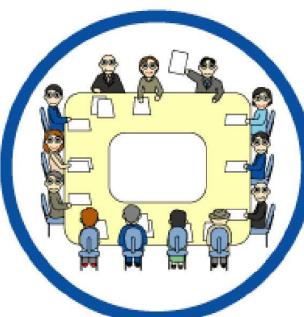
都市計画説明会



法定縦覧



都市計画審議会



都市計画変更



※ 本スケジュールは予定であり、手続きの進捗において変更となる可能性があります。